

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、景観法第1条にある「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること」の実現を目指し、同法第8条の規定に基づき定める法定計画です。

計画にあたっては、本市の最上位計画である天草市総合計画に即するとともに、都市計画における方針等との適合を図り、各種計画との連携のもと、天草らしい景観形成の実現に向けた総合的な方策を示します。

### ■ 計画の位置づけ

